



巻頭言

建築基本法制定を願う

芝浦工業大学名誉教授
アルセッド建築研究所 三井所 清典

1923年の関東大震災の復興が漸く落ち着いた1937年に日中戦争が勃発し、厳しい戦時体制が続いた。全国の主要都市が焦土となった1945年、戦争は終わった。そして1950年、敗戦からわずか5年後にわが国の建築基準法と建築士法ができた。戦後の復興のため当時としては最善の法律であったであろう。

しかし、建築基準法第1条(目的)には「建築物の敷地・構造・設備および用途に関する最低の基準を定めて…」とあり、建築や都市の望ましい姿や関係する人々の役割には触れていない。

建築士法第1条(目的)には「建築物の設計・工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正化を図り…」とあり、当時の乏しい資材と人手による応急住宅や応急施設の実現を図ったものである。

漸く地域の条件が尊重され始めた1984年HOPE計画で、伝統的な陶磁器産業の都市有田で建築と町並みづくりを実践したことがある。「美しいやきものに取れない住まいと町並みづくり」をテーマにし、建築設計者、施工者、町民、町役場と協働し、有田の街にとって望ましいあり方や望ましくないつくり方等を既存の建物を細かく検討してガイドブックを皆で作った。10年余り勉強会を継続した結果、今は生き生きとした重伝建の町並みとなっている。

国、地方公共団体、地域がそれぞれに建築とまちづくりに関する理念・行動規範・実現方法を定め、美しい日本を築く必要があるが、その大元になるものが「建築基本法」である。

議員会館シンポジウムの報告

テーマ:「社会資産としての建築を考える」

日時:2014年2月26日(水)15:00~16:30

場所:衆議院第二議員会館 多目的会議室

参加者:国会議員16名(秘書の代理出席を含む)

会員及び一般参加者106名 計122名

司会:牧村 功 (以下、敬称略)

国会議員会館での建築基本法シンポジウムは、今回で6度目となった。以下、発言の骨子を記す。

基調講演・報告

建築基本法からの視点

会長 神田順

基準法の体系は基本に経済成長がある。私的所有権の絶対性、効率化を求め、逆に規定が煩雑となり、専門家や建築主の責務で建築を豊かにすることから乖離。最低基準と記しても、すべての生命、財産が緊急時に守れるものではなく、法の担保についての議論が必要だが、踏み込んでいない。

そこで建築家、専門家の役割を位置づけ、建築を社会資産として豊かにしていく建築基本法が求められる。伝統木造の文化的再評価、1970~80年代の超高層ビルの構造計算の見直し、建物のリスク評価と専門家の説明責任などは基本法ならではのテーマだ。専門家は、利害が錯綜するなかで最適解を求める調整役として期待される。

社会インフラ資産の長寿命化に向けて

公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会 (JFMA)

専務理事 池田芳樹

インフラといえば橋梁、道路、港湾など土木構造物を連想しがちだが、住宅を含む建物と設備、オフィスや土地などのファシリティも含まれる。

そこにも老朽化の波が及び、長寿命化が課題。ファシリティマネジメントが求められる。建物や設備の品質、数量、コストを支えるマネジメントである。そのためには「リーダーシップ」「情報」「基準」「お金」が基盤となる。国と地方が膨大な債務を抱える状況で、いかにこれらを整えるか。品質については、日本ファシリティマネジメント協会が安全・安心、使いやすさ、耐久性、環境適応性などの詳細な評価基準を整備した。災害や老朽化に備えて的確なマネジメントが必須である。

老朽マンション再生に必要な法整備

ジャーナリスト・作家 山岡淳一郎

全国で分譲マンションは590万戸。築後30年以上が106万戸と全体の約5分の1に達した。住民の高齢化も進む。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」が追い打ちをかける。医療は従来の病院完結型から地域完結型への転換が必至。住宅・医療・介護の連動性が高まる。

しかし、老朽マンション政策は、いまだに建替え一辺倒。

耐震強度の満たないマンションは、災害時に一時避難場所の役割を果たすなどを条件に容積率を「1.5倍」に引き上げて建替えられる法改正が進行している。今後は既存マンションを長寿命化させる「マンション再生基本法」が必要。管理組合の形成やメンテナンスの筋道を示すべきだ。

国会議員発言

若井康彦(衆・民主) 技術士出身で、国土交通委員会の野党側代表理事を務める。社会資本の維持管理をし、更新をしていくのに毎年10兆円かかる。その基本的な方向性を見出す仕事は重要だ。本質的な話ができる委員会運営をしたい。

白眞勲(参・民主) 大学で建築構造学を学んだ。参議院国土交通委員会に所属するが、国会議員で建築に関心を持つ人は少ない。一般人には基準法と基本法の違いがわかりにくい。

法案名を親しみやすいものに変えたほうがいいのではないかな。

百瀬智之(衆・維新)、**國場幸之助**(衆・自民)、**馬淵澄夫**(衆・民主)らの代理参加秘書を紹介。

会場での討議

参加者 「フローからストックの時代」と言われて久しい。建築基本法を導入した韓国では、古いマンションを建設会社が買い上げ、再生して再分譲している。管理組合を後押しする法整備が必要。

山岡 専門家が第三者として管理組合を支援するのは非常に重要。その際、他人の財産を扱うのだから、専門家の要件は厳しく定めねばなるまい。

神田 一般論だが、建築主(デベロッパー)が所有物にどれだけの責任を持つか、社会のシステムのなかで位置づける必要がある。

参加者 不動産業を営んでいる。まず建築主の社会的責任というとき、都市構造と個別建築の関係はどうか。第二にインフラ維持の資金が足りないというが、どの程度足りないのか。「選択と集中」で清算すべき自治体は清算すればいい。東北にも復興をやめたほうがいいところもある。捨てるべきところは捨てる観点で検討してもらえないか。

神田 都市構造と建築は、地域や自治体での合意を根本的に考えていく。そのことを重視したい。

池田 インフラ維持に足りない自治体の資金は「ケタ」が違う。浜松市で老朽体育館の閉鎖を決めたが、住民の反対でできない。総論賛成、各論反対の典型。現状で「選択と集中」は難しい。

会場 マクロ的視点で都市の未来を考えてほしい。

小川勝也(参・民主) 地震国日本を再認識し、町自体やマンションの建替えに対応しなくてはならない。木造建築を復活させることも重要。エネルギー効率面でも断熱やサッシのあり方を見直し、基本法を実現し未来への建築文化を築きたい。

参加者 小規模木造、いわゆる4号建築物は中間検査の義務付けがない。制度的欠陥だ。工業高校建築科の教育段階、つまり二級建築士の養成にも着目して木造住宅の質の向上を検討してほしい。

江原幸孝(基本法制定準備会) 建築完了検査済み証がなければ資産価値がゼロだから、建て主にも中間検査、完了検査を受けるよう働きかけたい。

参加者 建築主が中間検査を要望しても、法的義務付けがないので、自治体はなかなかしない。首長の告示が必要。建築の基本は家造り。その思いを基本法に反映してほしい。

神田 建築は住むためのもの。商品の側面だけではとらえられない。そこの議論を深めたい。

建築諸団体との意見交換の記録

構造設計事務所協会(ASDO)との意見交換会

2013年11月19日 18:30~20:30

準備会、ASDOからそれぞれ6名が参加し、準備会から活動状況および「技術基準のあり方への提案」を紹介。その後、法制化への進め方、建築に関与する者の責任と権利、性能の明確化、専門家としての報酬、法制定に際しての審議会のあり方について意見交換がされた。

建築設備技術者協会との意見交換会

2014年1月16日 18:30~20:30

準備会と設備技術者合わせ14名が参加した。準備会から「建築基本法位置づけとその背景」の紹介の後、建築設備技術者協会から「建築設備実務者から見た建築関係法体系の現状と基本法に期待するもの」、「国家資格である建築設備士の資格とその業務について」、「建築設計資格はどうあるべきか」の提言があり、設計業務の魅力、建築士の業務独占と設計者責任、基本法制定と政治家の役割等について意見交換された。

日本建築士事務所協会連合会 三栖会長との意見交換会

2014年4月10日 18:30~20:45

日事連三栖会長と準備会の神田会長ほか4名参加した。三栖会長からは衆院法制局で準備中の建築土法改正案について紹介され、準備会から建築基本法の必要性や「建築基本法のめざすもの」を紹介、法の制定や改正に当たった課題について忌憚なく意見交換をした。

事務局連絡先

電話: 03-3368-0815 FAX: 03-3368-2845

住所: 〒211-0025 川崎市中原区木月2-2-16

建築設計事務所アトリエ71

E-mail: info@kikhonho.jp / http://www.kikhonho.jp/